

大学院における特別副専攻プログラムに関する取扱要項

(令和2年3月24日学長決裁)

[令和7年3月31日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、大学院における特別副専攻プログラムに関する規則（令和2年島大規則第26号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、特別副専攻プログラムにおいて開設するプログラムに関し必要な事項を定める。

(開設プログラム)

第2条 特別副専攻プログラムにおいて開設するプログラム及び修了要件単位数は、次のとおりとする。

一 イノベーション創出人材育成プログラム（4単位）

(履修手続)

第3条 前条に規定するプログラム（以下「プログラム」という。）を履修しようとする者は、所定の手続きを行わなければならない。

(履修取消)

第4条 プログラムの履修を取り消そうとする者は、所定の手続きを行わなければならない。

(履修資格・修了要件等)

第5条 プログラムの履修資格、構成する授業科目、履修方法及び修了要件単位数等並びに規則第4条に規定する履修証明書を交付できる要件等については、別紙に定めるところによる。

(既修単位の取扱)

第6条 プログラム履修登録以前に、当該プログラムを構成する授業科目の単位を修得している場合には、その単位数をプログラム修了要件に含めることができる。

(企画・実施)

第7条 プログラムの企画・実施は、教学マネジメント委員会教育改善小委員会の下に置く専門委員会において行う。

(事務)

第8条 特別副専攻プログラムに関する事務は、関係各課等の協力を得て教育・学生支援部教育企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、特別副専攻プログラムの実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和2年3月24日から実施する。

附 則（令和3年3月8日一部改正）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和3年4月27日一部改正）

この要項は、令和3年4月27日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月1日一部改正）

この要項は、令和4年7月1日から実施し、令和4年4月19日から適用する。

附 則（令和7年3月31日一部改正）

この要項は、令和7年4月1日から実施する。

別紙

1. イノベーション創出人材育成プログラム（4単位）

プログラムの目的

本プログラムでは、科学技術を活かして事業を創出するための理論と手法を学び、企業等で活躍する人材に求められる課題解決能力、マネジメント能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、リーダーシップを実践的PBL（Problem Based Learning）により養成することにより、地域再生のための方法論を文理両方の視点から、イノベーション創出に必要な基礎的知識、能力を修得することを目的とする。

履修資格

本プログラムの履修資格は、次のとおりとする。
令和元年度以降に入学した者

履修手続

本プログラムを履修する者（以下「履修者」という。）は、次の各号に掲げる書類により、履修手続をしなければならない。

- 一 本プログラム履修申請書（別紙様式）
- 二 その他本学が必要と認める書類

構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

履修表（令和元年度以降入学生用）

科目区分	授業科目名	単位数	選択
大学院連携科目	MOT基礎概論	2	4
	実践教育プロジェクト I	2	
	MOT特論	2	
大学院共通科目	研究と倫理	1	
	学際プレゼンテーション入門	1	
	研究力とキャリアデザイン	1	
	PBLアドバンス	1	
合 計			4

※令和6年度以前に入学した者で「地域再生システム特論」を修得した者は、修了要件単位に含めることができる。

修了要件

次の要件をすべて満たすこと。

- 一 所属する研究科の修了要件を満たすこと。
- 二 履修表により履修し、選択科目4単位以上修得すること。

履修証明書交付要件

次の要件をすべて満たすこと。

本プログラムの選択科目を4単位以上修得済み、または履修中であること。